明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三〇）　一
○平成二十七年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件（厚生労働一五）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
型式部材等製造者の認証、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○財務省告示第三十号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年一月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二十回	一億四千二十万円	一億四千一万百二十二円
〃	第二十一回	一億三千七十七万円	一億三千五十八万二千四百五十八円
〃	第二十二回	一億五千七百七万円	一億五千六百九十一万九千八百三十二円
〃	第二十三回	一億六千五百九十二万円	一億六千五百七十三万四千九百六十四円
〃	第二十四回	八千五百万円	八千四百九十三万二千二百八十四円
〃	第二十五回	二億二千百二十六万円	二億二千百十三万六千六百三十二円
〃	第二十六回	一億六千三十三万円	一億六千二十四万六百十四円
〃	第二十七回	三千七百六十五万円	三千七百六十二万九千二十二円
〃	第二十八回	七千八百十四万円	七千八百九万六千四百四十円
〃	第二十九回	一億六千三百四十三万円	一億六千三百三十三万八千八百九十円
〃	第三十回	五千八百十四万円	五千八百十万七千六百円
〃	第三十一回	一億四千百一万円	一億四千九十三万千三百九十円
〃	第三十二回	七千百三十二万円	七千百二十八万二百五十二円
〃	第三十三回	八千五百六万円	八千五百二万六千百二十四円
〃	第三十四回	一億九千七百九十万円	一億九千七百八十二万千百九十二円
〃	第三十五回	八千百二十万円	八千百十六万七千六百七十二円
〃	第三十六回	一億八千四百五十一万円	一億八千四百三十三万三千六百九十一円
〃	第三十七回	一億九千九百七十九万円	一億九千九百五十六万七千九百二十一円